

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	非常通報装置 買入	24:通信用機器	テルウェル西日本(株)	24,585,000	令和3年1月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	ごみ回収装置部品買入	19:産業用機器	大阪ローダー販売(株)	7,412,900	令和3年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	パルスオキシメーター 買入	27:医療用機器	石黒メディカルシステム (株)	10,725,000	令和3年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	
4	プロパンガス充填済ガスボンベ(拠点避難所24箇所用)買入	34:高压ガス	(株) ガスネット	8,580,000	令和3年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	令和2年度こども相談センター事業用新版K式発達検査2001用具セット ほか55件 買入	46:学校教材具	(福) 京都国際社会福祉 協力会	4,118,004	令和3年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

非常通報装置 買入

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報装置は、緊急事態発生時に非常ボタンを押下することにより自動的に稼働を開始し、あらかじめ録音済みのメッセージ（施設名称や所在地等）を大阪府警本部通信指令室へ直接送信できる装置であり、緊急性が高い事象として直ちにパトカー等が緊急出動する仕組みとなっている。

大阪府内で非常通報装置を設置するには、平成31年3月27日警察庁丙地発第16号、丙生企発第61号「非常通報装置の設置及び運用について（通達）」に定める非常通報装置の各要件を満たし、大阪府警本部長の承諾を得る必要があるが、当該条件を満たす製品を西日本で販売する唯一の業者がテルウェル西日本株式会社である。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課（幼稚園運営企画）
（電話番号 06-6208-8166）

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課
（電話番号 06-6208-8125）

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ回収装置部品買入

2 契約の相手方

大阪ローダー販売株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪港湾局が保有している清港丸に設置している、ごみ回収装置のクレーン装置部が故障したため修繕のため部品を買入れるものである。

ごみ回収装置は、清港丸用にカーゴテック・ジャパン株式会社ヒアブ部門が製造したものであるため製造会社の部品でしか部品交換ができない。

上記業者は、ごみ回収装置の製造メーカーであるカーゴテック・ジャパン株式会社ヒアブ部門の本市に対する唯一の代理店である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（機械）

3

随意契約理由書

1 案件名称

パルスオキシメーター 買入

2 契約の相手方

石黒メディカルシステム株式会社

3 緊急随意契約理由

新型コロナウイルス感染症については、感染者の急増や病床数の逼迫により、令和3年1月13日付官報特別号外第4号により同月14日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象として大阪府が追加されたところ。

また、入院患者の増加に伴い受入先の施設の調整等の理由により、自宅療養を余儀なくされている方の病態が急変し重篤な状態となっているにも関わらず、処置の遅れから死に至るケースも報告されており、自宅療養者に対する応急対応が必要となっている。

そのため、重症化の目安となる動脈血の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの導入が有用であり、当該機器を可及的速やかに確保することが最優先されるが、一般競争入札に付する暇が無く、上記業者であれば、需要の急増により軒並み各メーカーで欠品状態にある中、当該製品を保有しており、新たに手配する必要が無く、迅速な対応が可能であるため随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0739）

4

随意契約理由書

1 案件名称

プロパンガス充填済ガスボンベ（拠点避難所 24 箇所用）買入

2 契約相手方

株式会社ガスネット

3 随意契約理由

本案件は、災害時避難所である空調機設置を行った中学校体育館のうち、大規模地震発生時の都市ガス供給ストップ等の不測の事態に備え、LPG（プロパンガス）と都市ガス切替方式を採用した災害弱者のセーフティネットのための避難所（拠点避難所）（24 箇所）の指定を行った避難所に対し、都市ガス停止時においても継続的にガスの利用を可能とするプロパン・エアー発生装置（I・T・O株式会社製 PA-13A8-HH。以下「本装置」という。）を使用する燃料の買入である。

本装置製造元の I・T・O 株式会社は、本装置へのプロパンガス充填済ガスボンベ（以下「プロパンガスボンベ」という。）設置時に併せて特殊な装置を用いた燃焼特性の確認を求め、装置の取り扱いにあたっては、I・T・O 株式会社にてメンテナンス講習を受講した免状を有するプロパンガスボンベ販売事業者であることを必須としているところである。

I・T・O 株式会社を確認したところ、大阪市内に納入できるプロパンガスボンベ販売事業者のうち、現在当該免状を有するのは株式会社ガスネットのみであることの証明を受けたことから、当該業者と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課（電話番号 06-6208-7363）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和2年度こども相談センター事業用新版 K 式発達検査 2001 用具セットほか 55 件
買入
- 2 契約の相手方
社会福祉法人 京都国際社会福祉協力会
- 3 随意契約理由
こども相談センターでは心理判定を行い療育手帳の発行、発達相談や教育相談業務を行っている。心理判定には心理検査用紙・検査用具を使用し、幅広い年齢を対象に判定する必要があるが、対象とする検査が可能な検査道具は新版 K 式発達検査用紙・検査用具のみである。
新版 K 式発達検査用紙・検査用具については、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が標準化し、公刊、直接販売しており、他社では取扱いしていない。
以上の理由から、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会との随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
こども青少年局 こども相談センター
(電話番号 06-4301-3146)